

(別紙)

意見交換

※ 委員長は□，委員は○，事務担当者は△で表示する。

□ 皆様の組織において、このような事例があったとか、取組をされているということがあれば御紹介いただけますでしょうか。

○ 私は、会社の相談窓口において相談を受けますが、障害者の関係でクレームを受けたことはありません。

当方には、科学技術者が集まって開発をする工場があり、その工場に見学に来られる方が多くいらっしゃいます。中には、障害をお持ちの方もいらっしゃいますが、例えば、聴覚障害の方には、背後から声をかけないようにしたり、音声情報を文字に変換するアプリを使えるアイパッドや 아이폰 を渡しています。また、通路の角には鏡を設置して、角を曲がった向こう側にある障害物を確認できるようにしています。車椅子で来られる方には、入口までスロープを設置したり、入口が広く、低い位置にボタンがあるエレベーターを設置したり、専用トイレを設置しています。また、車椅子の方が通りやすいようスペースを確保したり、1つの会議室に集まって説明をするときには、十分なスペースを確保し、通りやすいようにしています。今後、聴覚障害の方への対応として、歩行タイルを設置したり、エレベーターに点字シールを貼ることを検討しています。

□ アイパッドは、来られた際にお渡しして、帰るときに返してもらおうのですか。

○ そうです。

○ 当方も裁判所とほぼ同じだと思います。ハード面では、エレベーターやトイレなど、建物ができた当時から十分な整備ができていると考えています。

また、今年5月に社会的障壁の除去を求める申出の有無について調査しましたが、そのような申出はありませんでした。当方に来られる方は、関係機関から、配慮を要するかどうか、どのような配慮が必要かを従前から確認していたので、今回の法律等ができたからということではなく、従前から対応ができていたのではないかと思います。まだ不十分なところもあるかとは思いますが、今までのところ、差別的な取扱いをされたなどの御相談はありません。

- 当方も同じです。当方に来られる対象の方については、既に関係機関から細やかな情報を提供されていますし、当方は、他の組織も入っている建物なので、スロープやエレベータなどは、他の組織も含め全体で対応を検討しています。また、1階の受付で案内する者が常時いますので、対応を要する場合には、すぐに内線電話で連絡が入り、電話を受けた職員が受付まで降りて対応しています。特にこれまでトラブルになったような情報はなく、うまく対応できているのではないかと考えています。
- 当方の食堂では、車椅子の方用に、椅子1個を最初からテーブルから抜いて、車椅子の社員が椅子をどけることなく食事がとれるよう、配慮しています。裁判所にはたくさんの方が来庁されますが、食堂があったと思いますので、そのような配慮があってもよいのではないかと思います。
- 裁判所では、障害者への配慮を大変よくされていると思いました。当方では、支援センターにおいて、ハード面やその他の配慮など、相談体制をとっていますが、この体制が重要だと思います。身体面に関することと、精神面に関することそれぞれ1人ずつコーディネーターを窓口においており、十分に話を聞いた上で対応しています。

また、裁判所では、研修として、専門の先生に話をしてもらおうとのことでしたが、私も、専門の先生に来ていただいて話を聴き、とても勉強になった経験があります。組織全体に広げるために、定期的に繰り返して開催してい

くことが大切だと考えています。

- 当方では、平成29年4月から対応要領が実施されています。これは、会を運営する建物で勤務する職員向けの対応要領で、職員向けの研修も実施しました。当方では、相談がある場合は、高齢者・障害者の支援センターの弁護士が相談に応じています。その他、市民向けのシンポジウム等を開催する場合に、手話通訳や文字通訳等その全てに通訳を付けているわけではありませんが、対応要領ができた以降、可能な限り通訳を付ける方向にしています。シンポジウムの案内時に、通訳の記載が一切ないと、通訳が付かないと思われる、最初からあきらめてしまう方もおられるのではないかとということで、希望があれば利用できる案内した方が、シンポジウムに参加してもらえと思っています。そして、これらは費用がかかりますので、バリアフリー対応費として予算も確保しています。具体的には、聴覚障害者であれば手話通訳や文字通訳を付けます。文字通訳というのは、即時にパソコンで入力してスクリーンに文字を映写するものです。また、視覚障害の方への対応として、利用者は多くはありませんが、点字資料を付けることを必要に応じて検討しています。電子データで資料を提供すると、それを音声で聞くことができるそうですので、当日又は事後に提供することを検討しています。知的障害の方へは、振り仮名付きの資料を作成することを検討するなど、各要望に応じた対応を検討しています。

大阪府では、平成28年4月から差別解消条例が施行されており、相談専門員がいて、弁護士を相談員として派遣しています。市町村において、障害者差別解消のための相談を受けることもあり、相談員として市町村にも弁護士を派遣しています。

- 個々の事務所所属の弁護士や事務員を対象としたものはありますか。
- 会として研修会を実施していますが、全ての弁護士がそれを聞くわけではありません。障害者差別解消法の内容について、会全体に知られているとい

う状況にまではないと思います。

- 私は、研修講師をしていますので、出向いた先に障害者の方がいらっしゃる場合があります。事前に情報をもらうことが大切だと思いますが、実際には、目に見えない障害をお持ちの方について、事前に障害者の方に関する情報をもらうことは皆無です。例えば、講演の最中にお考えをうかがおうとして、マイクを向けた相手が、発達障害をお持ちの方ですと、突然アクションを起こされて精神的な圧迫になり不快だと、アンケートに書かれたりすることもあります。これまで頭に刷り込まれてきた〇×で対応してしまう自分がいて、課題だと感じています。

ところで、裁判所には、オストメイト対応のトイレが1箇所しかないようですが、これは少ないのではないのでしょうか。これからは、2つくらいはオストメイト対応のトイレが必要になるのかなと思います。

- 当方には、一般の方が訪ねて来られることがありません。ですので、車椅子用のスロープなどの一定の設備のバリアフリー化は進めていますが、障害者の方が来庁したことを前提とした対応方法について研修は実施していません。当方が対応するのは、読者になりますので、視覚障害をお持ちの方からの問い合わせは少ないのですが、障害をお持ちだけでなく、小さい文字が読めない方のために、閲読率が高いコラムなど、コーナーをいくつかに絞って、ARを利用して読み聞かせができるよう対応しています。

- 当方では、スタジオやホールを見学に来られる方がいます。見学者については、館内ではバリアフリー対応のほか、人数が多い場合には、専用通路を利用して対応していますが、建物に来るまでを何とかしてほしいという要望については、障害者の方が団体でバスで来られる場合に割引ができると聞いていますが、建物に来るまでの要望には対応はできていません。また、ニュースを放映するときに同時通訳で文字を表示できるかが問題で、特に災害時等の中継時には間に合わなくなりますので、常時文字をスーパーで流すなど

の対応をしています。視覚障害や聴覚障害の方に、緊急時にどのようにして情報を伝えるかについては、解決方法がない状況です。

また、障害者の方へ取材した際に、使わないでほしいとか、逆にぜひ使ってくれと言われてたり、本人がよくてもその家族から使わないでほしいと言われることがあって、配慮が必要になります。障害者御本人についても、障害者を弱者扱いするなおっしやったり、逆に障害者としてもっと助けてほしいとおっしやったり、その都度悩みます。その方がどのように考えるかにもよって対応を変える必要があり、難しさを感じます。

- 皆様から実情を伺いましたが、裁判所の対応について何か御意見はありますでしょうか。
- 今日は、障害者配慮がテーマになっていたのですが、この委員会が始まる前に、家庭裁判所の1階を回って見てみました。スロープはありましたが、車椅子の方が1階の待合室や家事事件の相談コーナーのところに入って、回転するだけのスペースがないかな、と思いました。
- △ 調停などの手続の中では調停室をその方専用の待合室にして、調停委員に部屋を動いてもらうなどの工夫は可能だと思います。
- 必ずしもスペースがなくても、先ほどおっしやられたような対応ができる場所があればそれでもいいと思いますが、受付番号が表示されているところは、あの場所でないともまずいのかなと思います。
- △ 1階の受付については、対応を検討したいと思います。
- 1階の自動販売機がある待合室は、2か所に通路の出入口がありましたが、その幅が狭いように思います。車椅子の方が、1人でも自動販売機で買えるとよりよいのではないかと思います。
- 確かに、調停事件の待合室は、車椅子ではなかなか入りにくいですが、廊下にベンチが多く設置されており、実際には、車椅子で来られた方はだいたいそこで待っているのではないかと思います。

障害の種類にもよりますが、調停事件で、電話会議やテレビ会議などのツールを利用することも有効な手段ではないでしょうか。また、セキュリティ対策が課題にはなりますが、ネット社会ですので、事前相談のレベルであれば、メールとか、テレビ電話とか、ネット本体に接続するのがリスクがあるのであれば、独立の回線を設置するなどの方法があるのではないのでしょうか。

- IT化については、これからの課題かと思います。調停事件の当事者の待合室は、物理的に入りにくいのか、それとも入りにくい雰囲気なのでしょうか。
- 日によりますが、来庁者で結構混雑していることもあり、車椅子では入れないということで廊下で待っておられる方がおられると思います。他の来庁者もおられる中で、待合室の中で車椅子を回転するのは難しいですし、ドアの開け閉めもできないと思います。
- 調停事件の待合室は、車椅子の方が入るスペースはないと思います。特に、背中合わせに座る椅子が設置されている待合室は無理だと思います。
- 調停委員の方が対応されることが多いと思いますが、申立て段階の来庁者が外で待っていることもあります。そのような方がどのように感じておられるのかな、と思うことはありますので、御対応いただければと思います。
- 机の上に配布されたようなケースが起きたときには、裁判所がどのように対応するのか興味があります。
- △ ケース1では、裁判所は行政機関ではありませんので、申立前の場合は、出向くのは難しいと考えています。申立後であれば、調査として調査官が自宅に赴くことは、ケースによっては考えられると思います。

ケース2では、最寄り駅まで赴くことは、当庁は最寄り駅が近いですので、できないことではないと考えられます。常時の付添いについては、必要性和時間との兼ね合いであり、一律に時間を決めることはできないと思います。どのような補助が必要なのかを見極め、例えば、車椅子の方や、視覚に障害

をお持ちの方で、部屋の移動が困難だということであれば、その方には1室に留まっていただき、職員が移動することも考えられます。他の当事者との公平性の観点から、職員が付きっ切りになるのがどのくらいの時間なら相当なのか、皆様の感覚をお伺いできればと思います。

ケース3では、時間外の対応については、庁舎警備の問題や、通常は時間内に手続を取っていただいていることとの公平性の問題があります。例えば別室を準備するなどして、時間内でできる配慮を検討することになるかどうかと考えています。皆様には、このくらいなら付き添ってあげてもよいのではないかなど、御意見をいただければ、今後の参考になると考えています。

- 自治体で講演をする際に、小さなお子さんを預かるためのボランティアスタッフの方がいたりします。今後、意識ははっきりしているけど外出できない方が増えるように思いますので、秘密保持の観点でどうなるかはわかりませんが、裁判所が認めたボランティアスタッフのような方に、付添いの中で見聞きした秘密を保持することを教育した上で、裁判所の職員として仕事ができるようにする仕組みも検討してはどうかと思います。
- 裁判員制度が導入されるときにも、裁判員に選ばれた場合に、お子さんを預かることができるかについて、自治体と協議したことはありましたが、同じような問題があると感じました。
- 私も、ケース2については、外部に委託することができればよいのではないかと思います。また、予約制にするなどすれば、負担も軽減できるのではないのでしょうか。

ケース3については、この時間の対応は難しいとは思いますが、万障繰り合わせて平日に裁判所に行くというのはなかなか難しいことだと思いますので、月1回程度でも、予約制にして、夜間や休日の受付もできるようにすることができないかと思います。サービス業界では、シフト制を組むなどして、普通に実施していることだと思います。企業では、工事を夜や休日にしても

らうときは、その分料金を高くして、という話ができますが、公的機関はそれはできないと思いますので、予約制にして試しにやってみるのもよいのではないかと思います。

- 自宅に訪問するのは難しいというお考えですか。
- その点は難しいと思います。他の方とのバランスもありますし、相手方がいる事件では、相手方との公平性の問題もあります。
- ケース1の場合ですが、裁判所が行かれるのは難しいのかなと思いますが、弁護士会で出張相談を実施していますので、まず裁判所への申立てまでこちらでサービスができたらと思います。
- ケース1については、対立当事者がいると対応が難しいと感じます。裁判所に申立てがあれば、紛争を解決しなければならないので、相手方への説明もしやすく、了解が得られやすいと思います。調査官に意向確認をしてもらうこともあれば、テレビ会議を行ったり、書面を送付して回答してもらうこともあります。

ケース2については、建物の中での付添いですが、待合室も混んでいます。車椅子でお一人で出入りするためには、理想では、進んだ病院にはありますが、吊りレール式の引き戸だったら一番いいと思います。

ケース3については、夜間調停を実施している簡裁もあるので、できないことではないと思いますが、需要がどの程度あるのかよくわかりません。実際には、家裁における当事者双方ともが夜間の時間がよいのか、という問題があるかと思います。

- △ 補足になりますが、当庁では、月2回、火曜日の午後5時から午後6時30分まで、夜間の申立受付や相談を実施しております。なお、夜間なので、もしこの最中にトラブルが発生したような場合に、対応できる職員の数が少ないという事情もあります。